糧食品売買請書条項

第１条　納入する糧食品は、品質、形状等すべて指示された規格仕様又は見本どおりで、新鮮かつ衛生的なものであって、検査に合格したものに限る。

第２条　書面による承諾を得ないで、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはしない。

第３条　糧食品の納入は、発注書により行い、その増減は書面又は電話によるものとする。

第４条　検査の施行の際は、納入者又はその代理人が立ち会い、もし当方の都合により立ち会わないときは検査の結果について、異議の申し立てはしない。

第５条　検査の結果、不合格となったときは当方の負担において直ちに良品と交換又は値引きする。

第６条　納入代金は、受渡完了後、適法な支払請求書を提出し３０日以内に支払を受ける。

第７条　単価契約の場合は、毎１月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づく税率を乗じて得た消費税及び地方消費税（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合は、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

第８条　支払遅延利息については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）の規定するところによるものとする。

第９条　天災地変その他やむを得ない理由により、指示どおりの日時に納入することができないときは、部隊の給食に支障を来さない時間的余裕をもって貴官にその理由を詳記して、納入の延期又は契約の解除を請求する。

第１０条　前条以外の理由により、貴官の承認を得て納入期日を過ぎて納入したときは、遅延料として納期の翌日から起算して納入の日まで遅延１日について、その遅滞部分に対する契約金額の１，０００分の１に相当する

金額を指定された期日までに納付する。ただし、その金額が１００円未満である場合はこの限りでない。

第１１条　検査前に生じた損害は、すべて当方の負担とする。

第１２条　納入者、その家族及び従業員並びにその近在に伝染病が発生したときは、速やかに衛生保健所に連絡するとともに納入を中止し、その旨を申し入れるとともに貴官の指示に従う。

第１３条　当方が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合は、契約を解除され、違約金として解除部分に対する契約金額の１００分の１０に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その額が１００円未満である場合はこの限りでない。

２　契約の解除が単価契約に係る場合は、その解除部分の金額は、発注数量に消費税額及び地方消費税額抜き契約単価を乗じ、その額から納入済部分の金額を差し引いた額に、消費税法の定める規定に基づく税率を乗じて得た消費税額及び地方消費税額（円未満切捨て）を加算した額とする。

第１４条　違約金又は遅滞料を指定された期日までに納付しない場合は、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ､未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和３１年政令第３３７号)第　２９条第１項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として支払う。

第１５条　前各条以外の事項については、貴官と協議の上、その指示に従う。